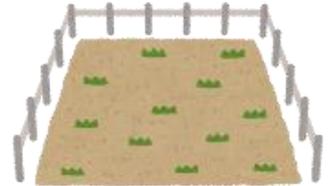


## 4 町内会・自治会の法人化について

### [質問⑩]

町内会の名義で、土地や建物を取得することはできますか？

町内会・自治会等の地縁による団体は、市長に申請し、認可を受けることで法人格を持つことができ、町内会・自治会名義で、不動産登記ができるようになります。



このような法人化された町内会・自治会のことを、「法人化の認可を受けた地縁による団体」＝「認可地縁団体」と言います。

### ☞ 認可申請ができる団体の要件

町内会・自治会が市長の認可を受け、認可地縁団体となるには、次の要件を満たすことが必要となります。

- 地縁による団体であること（老人クラブ、女性団体、伝統芸能保存会等は対象になりません）。
- 地域的な共同活動を現に行っていること。
- その区域が客観的に明らかこと。
- 区域内の住民はすべて構成員になることができ、また、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- 下記の項目が規定された規約を定めていること。



- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ■目的、名称、区域、事務所の所在地 | ■構成員の資格に関する事項 |
| ■代表者に関する事項        | ■会議に関する事項     |
| ■資産に関する事項         |               |



### 認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日～）

不動産等の保有又は保有予定が無くても、認可を受けることが可能となりました。これにより、幅広い地域活動を行う地縁による団体が、地域で求められる役割を安定的に果たせるようになります。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課  
（電話番号は31ページ参照）

## [質問⑱]

町内会・自治会が法人化（認可地縁団体へ移行）すると、どのようなメリットがありますか？



町内会・自治会が認可地縁団体へ移行し、法人格を取得した場合、一般的には次のような利点があります。

- ① 不動産登記を団体名義で行えるようになるため、個人名義で登記していることで生じる団体財産と個人財産の混同によるトラブルがなくなる。
- ② 登記名義人となっている代表者等の変更のたびに必要となっていた登記名義人の変更登記が不要となり、この手続きに必要な登録免許税等が不要になる。
- ③ 法人が契約主体となることにより、事業活動が充実し、また法律上の責任の所在が明確化する。

**⚠ 法人化に際しては、慎重な検討をお願いします！**

- 認可を受けた団体（認可地縁団体）は法律上の権利能力を有する一方で、地方自治法の規定に基づき、以下のような法人としての義務を負うことになります。
  - ・ 必要な条項を盛り込んだ規約を整備する義務
  - ・ 財産目録や会員名簿を常時保管する義務
  - ・ 法の規定に沿った総会を開催する義務
- このように法人化の認可申請を行う際には、町内会・自治会の運営体制について新たな準備等を行う必要があります。法人化を検討されている町内会・自治会においては、具体的な準備に入る前に「各区役所地域起こし推進課」へご相談ください。

問合せ先：各区役所地域起こし推進課  
（電話番号は31ページ参照）

なお、一般的な申請手続については次ページのとおりです。



## 申請手続

### ① 皆さんで話し合い

- ◆まず、町内会・自治会の中で、申請を行うかどうかを話し合ってください。



### ② 総会の開催

- ◆申請を行う場合は、町内会・自治会の総会で決議する必要があります。
- ◆決議する事項は、申請すること及び申請に必要な書類に関する事項です。



### ③ 各種申請書類の作成

- ◆申請に必要な各種書類を作成してください。
- ◆書類は次のとおりです。
  - ア 認可申請書
  - イ 添付書類（規約、認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類、構成員の名簿、活動状況を示す書類）、申請人が代表者であることを示す書類）



### ④ 申請

- ◆町内会・自治会のある「区役所地域起こし推進課」へ申請してください。



### ⑤ 審査

- ◆認可申請ができる団体の要件（18ページ参照）に基づき審査を行います。



### ⑥ 認可・告示

- ◆要件を満たしていれば認可します。
- ◆認可する場合は、告示を行うとともに、個別に連絡します。
- ◆この告示により、町内会・自治会が法人格を持つようになります。

## ☞ 認可されたら

### ① 証明書（台帳の写し）について

認可の取扱いを行った「区役所地域起こし推進課」で、証明書1通につき、手数料650円（台帳の写しが1ページ増すごとに100円が必要です）で発行します（証明書は法務局での不動産の移転登記等に必要となります）。 ※金額は令和5年4月現在のもの。

### ② 町内会・自治会の印鑑登録について

認可の取扱いを行った「区役所地域起こし推進課」で印鑑登録できます（印鑑証明の発行には手数料が必要です）。

### ③ 規約等の変更について

規約や告示された内容が変わったとき（代表者の交代等）は、区役所で所定の手続を行ってください。